

介護保険制度改正に伴う介護実習へのあり方をめぐって

A Re-examination of the Field Work for the Elderly Who Need Help
in Relation to the Revision of the Long-term Care Insurance System

宮下 裕一

要旨：2006年4月からの介護保険制度改正と関連して、介護福祉士養成校における介護実習のあり方について、高齢者ケアについての先駆的な取り組みをしている団体による実践を参考に検討を加えた。今回の改正では地域に密着したサービスの提供が新たに創設されたが、現在の訪問介護実習においては十分に対応できていない現実がある。さらに今後の介護福祉従事者は、ただ単にサービスを必要とされる地域住民へ提供するのみならず、地域住民と協同しつつしていくことが求められている。その方向性についてひとつの実践団体を取り上げ、介護福祉教育に求められる介護実習のあり方とともに、学生自身の一人の地域住民、生活者としての経験を踏まえた介護実習が必要であることを示した。

Key Words : 介護実習、介護保険制度、地域生活支援、地域密着型サービス

はじめに

今日の高齢者ケアをめぐる実践は、施設から地域への志向がますます強くなっている。だが介護福祉士養成校において、そのような傾向に際しても十分対応できる専門職の養成ができているのであろうか。今回の介護保険制度の改正とも関連づけながら従来の介護実習の検証を行う中で、今どのような介護福祉教育が必要とされているのかについて、先駆的な取り組みを行っている実践を通して検討していくことにしたい。

1. 介護保険制度をめぐる状況

戦後、わが国の平均寿命は著しく伸びている。2004年簡易生命表によると、男性の平均寿命は78.64年、女性の平均寿命は85.59年となり、世界有数の長寿社会になったといえる。終戦

直後である1947年では男性50.06年、女性53.96年であったことを考えると、戦後60年弱で男性は28.58年、女性は31.63年も伸びている。だがその高齢化の進展に伴い、確実に介護を要する高齢者が増加してきた。同時に家庭内の介護者に過度の精神的、身体的な負担がかかり、「介護」をめぐって家庭内の人間関係のみならず、家庭の存続そのものが危機的になるなど、要介護者を抱える家庭への支援も急務となつた。

このように高齢社会をめぐる状況が深刻化する中で、たとえ要介護状態となつても、最後まで人としての尊厳を維持しつつ生活することができるよう社会全体で高齢者介護を支えるための仕組みとして1997年に介護保険法が成立し、2000年4月より介護保険制度が施行されている。

そして今日、介護保険制度のスタートから5年が経過している。制度導入以降利用者数は増加しており、要介護認定者数は制度施行時の218万人から2004年には400万人を超えるまでとなつていている。特に居宅系サービスの利用については大幅に増加しており、なかでも要支援・要介護1の軽度者の利用は制度施行時の2倍以上となっており、要介護認定者の約半数が軽度者で占められている現状がある。

このような利用者の増大は、制度が国民の間に一定程度根付き、介護保険制度の導入が介護を社会的に支えるための重要な役割を果たしていることをも意味している。制度施行後5年が経過した現在、介護保険制度の新たな見直しが行われた。今回の制度改革では、主に以下の5点にまとめられている。

まず1点目であるが、「要支援」「要介護1」に相当する軽度の介護保険利用者の増加への対応とサービス内容充実、さらに軽度者を対象とする新たな予防給付の創設等をふまえ、「介護重視型システムへの転換」が求められている。

2点目は施設利用者と在宅サービス利用者との費用負担についての公平性の観点から「施設給付の見直し」が行われ、居住費用・食費については保険給付外となつた。また同時に低所得者に対する負担軽減の観点からの新たな給付を創設している。

3点目は利用者のニーズに合致した「新たなサービス体系の確立」のために、住み慣れた地域で、その状況に応じた形でのサービス提供が出来るよう、地域密着型サービスの創設、また地域における総合相談窓口、介護予防についてのマネジメント、虐待防止や早期発見などの権利擁護事業等の機能を担う地域包括支援センターも創設されている。

4点目は「サービスの質の向上」のために、介護サービス事業者に対し事業所情報の公表を義務付け、事業者規制の見直し、従来のケアマネジメントの見直し、介護職員への研修・キャリア支援などが行われることになっている。

5点目は保険料と徴収方法や市区町村が保険者機能を発揮するための権限、また要介護認定事務の見直し等がそれぞれ行われている。

以上5点は2006年4月より施行されることになっている。¹

2. 介護保険制度の改正がもたらす介護実習への影響の可能性

「介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容」における「介護実習」については実習時間が450時間想定されている。その中の「目標」としては、以下の5点があげられている。

- 1 講義、演習、学校内実習で学んだ知識に基づいて利用者との人間的な関わりを深め、利用者が求めている介護の需要に関する理解力、判断力を養う
- 2 日常生活援助に関する介護技術能力を深めると同時に各種の介護を助ける住設備機器や福祉用具の知識と活用能力を養う
- 3 実習指導者の指導を受けながら介護の計画の立て方や記録の仕方について学び、チームの一員として介護を遂行する能力を養う
- 4 施設介護実習では、施設の運営や在宅介護との連携並びに通所サービスにも参加し、要介護老人、障害者等に対するサービス提供全般における介護の職務の理解を深める
- 5 訪問介護実習では家庭を訪問して介護を行う訪問介護について理解を深める

以上の5点については、いずれもサービスを提供する職員になるために必要な知識・技術について、職員や実習指導者の指導のもと、直接的あるいは間接的な利用者との関わりを通して学んでいくものであり、これらの目標から、施設が地域社会とまた近隣住民とどのように関係を作り上げていくのかは見えにくいし、訪問介護についても同様のことがいえるだろう。

加えて「内容と指導指針」においては、「施設介護実習」と「訪問介護実習」についてそれらの「内容と指導指針」が示されている。施設介護実習についてその内容を確認してみると、実習については3段階に分けて実習させることが望ましいとある。まず第1段階では、「利用者との人間的ふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能並びに施設職員の一般的な役割について学ばせる」内容になっている。また第2段階では、障害レベルに応じた「介護技術の適正な使い方」について学び、また「医療・看護との関連で、独自の判断で行つてはならない仕事と連携の方法」についても学ぶことになっている。さらに第3段階では、学生は「施設運営のプログラムに参加し、サービス全般についての理解」に加え、「個別の介護過程の展開、記録の方法」についても学ぶことになっている。

また「訪問介護実習」については、老人居宅介護等事業の訪問介護員や入浴サービスまたは在宅介護支援センターの職員との同行訪問、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）での実習が不可欠であるとされているが、それらのすべての実習が必修とされているわけではな

いし、その日数も施設実習と比較すると限定されているのが現状である。さらに訪問介護実習といつてもその実習内容は在宅関連の職員の業務についての学びが主であるため、サービス提供の対象である利用者自身がどのように地域で暮らしている（あるいは暮らしてきた）のか、近隣の友人・知人とどのような関わりをもってきたのか、その地域の特性はどのようなものなのか、また地域社会の一員であり、かつその担い手である住民との交流などについての学びはなかなか難しい現状がある。

現在の高齢者ケアについては、施設内での利用者に限定したサービスの提供から、地域に向かってその専門的な知識・技術を振り向けてある。また地域住民が可能な限り住み慣れた地域に住み続けることが出来、かつ施設の利用を最大限遅らせることができるよう、施設内的人的物的資源を地域住民に対して、顕在的・潜在的ニーズに対応した形で振り向けてきている取り組みも増えてきている。³

現在の介護実習においては、施設内の固定化された利用者に対する支援の方法を学ぶという状況において、かつ特定のサービスメニューの提供に対してはある一定程度の成果をあげてきた。だが不特定の地域住民を対象とした顕在的・潜在的ニーズの理解、把握とその対応については心もとないというのが現状だろう。

今回の制度改正においては、前述したように、住み慣れた地域で、かつその地域の状況に応じた形でのサービス提供を行うための地域密着型サービスが創設されている。この地域密着型サービスは職員サイドからのサービス提供ではなく、地域住民一人ひとりに合わせた形のサービス提供であり、その際にはサービス利用者を中心としつつも家族、地域住民、近隣社会との関わりは不可欠であり、実際にそのような取り組みを行っている実践は、確実に増えてきている。

3. 「鴨嶺の家」の実践が示唆するもの

特定非営利活動法人ちば地域生活支援舎「鴨嶺の家」は、2005年1月、千葉県東金市に開所している。この法人の理念には「本人の思いや願いをうけとめ、生きる力を地域で支える」ことが掲げられている。その理念の具体化のために、①その人らしくあることに寄り添う、②地域の中で暮らし続けることを支える、③ともに生きる地域社会を目指すという、3つの柱が立てられている。

「鴨嶺の家」は最寄りの駅から数分の住宅街の中にある2階建ての古い民家を利用している。介護保険制度上の通所介護の指定を受け、デイサービスを基本としつつも自主事業としての「お泊り」や「健康福祉千葉特区」を利用した知的障害児者等の預かりも行っている。

鴨嶺の家は近隣の2小学校区を人々が通常の生活を営む際に密接な繋がりのある生活圏域と考え、その「地域」に活動の重点を置いて事業を展開している。

ここでは鶴嶺の家の提供サービスそのものに対しての分析は行わず、その活動を支えている各スタッフの地域への関わり方に焦点をあてて検討していくことにする。

鶴嶺の家のスタッフの活動で特筆すべき点として、彼らの近隣社会・住民への関わりがあげられる。

また勤務時間外における彼らの生活形態にも注目すべき点がある。だがそれは勤務時間外であるため、「鶴嶺の家」の運営に関連した地域への関わりを決して強制するものではない。にわかかわらず、彼らは意識的に近隣の住民たちの中へ飛び込んでいったのである。

具体的には、鶴嶺の家の開所に伴い3名のスタッフが東金市に越してくるのであるが、東金市はもちろん近隣出身のスタッフは一人もいなかったという現実があった。開所当初、スタッフの一人は鶴嶺の家から出るのが怖かった、と話している。その理由はまったく知り合いのいない地域に引っ越してきたばかりの心境とでも言い換えることが出来るだろうか。家を一步外に出れば、会う人会う人が見知らぬ人であり、なおかつ彼らからの不安と不信感が入り混じったような視線は決して心地よいものではなかつたはずである。

だがスタッフは開所当時から近隣の住民、町内会長、民生児童委員、関連団体への挨拶回りを丁寧に行っている。また鶴嶺の家では、地域住民を対象にした「ときがね・おもしろサロン」と呼ばれる活動も開所当初から行っている。これは地域や近隣の人たちが講師となり、また受講者となる活動であるといえる。例えば、「きもの地でポーチを作る」、「味噌作り」、「地域の歴史を聞く」、「巻き寿司作り」などのテーマでサロンが開かれ、もともとは地域の特色あるいは地域住民の社会資源の活用を通して地域内のニーズの調査・把握を意図したものであったが、これらの活動等を通して近隣の住民がふらっとお茶のみに鶴嶺の家に立ち寄り、スタッフが彼らと出会い触れ合う中で地域を、人を知る機会となったのである。

また勤務時間外での地域との関わりであるが、開所後1月を少し過ぎた頃、近所の神社のお神輿を担ぐ人を探しているという話が伝わり、スタッフはお神輿の担ぎ手として、またお客様のもてなしの準備役として協力しているのである。まだこの時点では地元住民との関係作りに悩んでいたようであるが、祭りの終了後にはなんとなく馴染んできた様子がうかがえると同時に、地域になじむということについて、「本当になじむためには、地域のしきたりや文化、活動に関わり、その一員となって役割を果たすことが大事」だということを認識しているのである。⁴

4. 地域密着型サービスの導入による介護実習への影響に関する若干の考察

今回の介護保険制度改革が介護実習にどのような影響を与えるかという点については、直接に大きなインパクトを与えるということはないように思われる。だが今日の社会福祉の方向性は施設福祉の充実ではなく、更なる地域生活支援の推進であり、その役割を介護福祉士養成

校は担つていけるのか、が問われているのではないだろうか。介護福祉士養成校の実習カリキュラムは施設実習を主に組み立てられている。だが養成校の卒業生の活躍の場は間違いなく在宅関連へ広がっているからである。

鶴嶺の家の実践においてみてきたように、施設での固定した利用者を前提にした実習プログラムでは地域生活支援を前面に打ち出していく実践の前には、あまりに非力であると言わざるを得ないだろう。

今回取り上げた鶴嶺の家のスタッフの地域住民への関わり方であるが、3名とも近隣の人たちと関わっていく必要があるという認識は当初から各人が持っていたが、そのきっかけがなかなかつかめずにいた。その大きな理由のひとつとして、スタッフ自身が、自らが生まれ育った地域で近隣の人たちとの交わりあいが十分に出来ていなかつたということがあげられるだろう。だが鶴嶺の家の例は、地域が、住民が、スタッフをひとりの社会福祉専門職としてではなく、一地域住民として育ててくれたことを如実に示している。またその経験が鶴嶺の家の活動をより円滑にしてくれたこともまぎれもない事実である。

現状の施設を中心とした実習プログラムと実践（就職）の場としての在宅関連の増大のミスマッチは、在宅関連の職種を選択した新規卒業生にとって知識と経験が不足する中での、緊急に対応せざるを得ない大きな取り組むべき課題として現れてくることになる。

従来のように施設利用者へのサービス提供に加え、地域密着型サービスの提供をも担うことの出来る職員の養成については、そのすべての責任を介護福祉実習に負わせることは適切ではないだろう。

また鶴嶺の家のスタッフが経験してきたようなことを介護実習に組み入れることについては議論の余地があるだろう。だが学生の今までの生活歴を鑑みた時に、一地域住民としての、生活者としての経験が不足しているのであれば、少なくとも介護実習への取り組みの前提として、あるいは実習と同時並行的に学生自身がそれらの経験でき、考えられる場を用意していく必要があるだろう。利用者を前にしたひとりの実践者としての立場に立つ前に、ひとりの生活者としての経験が不可欠なのではないだろうか。その経験が利用者の目線に立った支援を考える際に、間違いなく役に立つはずである。

まとめにかえて

今回の介護保険制度の改正によって、おそらく地域密着型サービスの量的拡大は避けられないと思われる。だがその質をどのように担保していくかについては、介護福祉士は重要な役割を果たすことが求められているのではないだろうか。その際には介護に関する知識・技術はもちろんあるが、それに加えて地域社会を念頭に置いた地域住民とその一員である利用者への関わりは不可欠だろう。

より具体的な学生への動機づけとその方法論については改めて論じることしたい。

註

- 1 介護保険制度の改正の内容については、『こう変わる介護保険PLUS』、『平成17年版介護白書－平成17年改正対応版－』が参考になる。
- 2 今回の介護保険の改正によって、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、全国の市町村に新たに地域包括支援センターが創設されることになっている。センターは市町村か市町村から委託を受けた法人が設置者となることができるが、委託の場合、「老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者その他の厚生労働省令で定める者」となっている。そのため在宅介護支援センターでの訪問介護実習は、地域包括支援センターの委託を受けている在宅介護支援センターでの実施も想定される。
- 3 長野県にある「高齢者総合福祉施設アザレアンさなだ」の実践が参考になる。
- 4 特定非営利活動法人ちば地域生活支援舎編『みんなでよいしょー鶴嶺の家のめざすものー』 pp. 4～9 参照。

文 献

- 全国社会福祉協議会編『こう変わる介護保険PLUS』全国社会福祉協議会、2005. 9
社団法人全国老人保健施設協会編『平成17年版介護白書－平成17年改正対応版－』ぎょうせい、2006. 2
大内俊一『福祉施設が地域へ広がる』筒井書房、2006. 3
特定非営利活動法人ちば地域生活支援舎編『みんなでよいしょー鶴嶺の家のめざすものー』筒井書房、2005. 9
厚生労働省編『厚生労働白書 平成17年版』株式会社ぎょうせい、2005. 8
宮島 渡編著『地域でねばる』筒井書房、2004. 4